

石巻地区広域行政事務組合消防本部
(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業

入札説明書

平成 17 年 7 月 15 日

石巻地区広域行政事務組合

目 次

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業概要	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業の概要	1
(4) 事業方式	2
(5) 事業期間	2
(6) 選定事業者の収入	2
(7) 予定事業スケジュール	2
(8) 事業に必要と想定される根拠法令等	3
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定の方法	3
2 選定の手順及びスケジュール	3
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
(1) 入札参加者の構成等	4
(2) 応募グループの構成員等の参加資格要件	4
(3) 応募グループの構成員等の制限	5
4 入札手続等	6
(1) 入札説明書等に関する事項	6
(2) 入札参加資格の申請	7
(3) 入札方法等	9
(4) 開札（入札価格の確認）	11
5 落札者の決定方法等	12
(1) 選定委員会	12
(2) ヒアリングの実施	12
(3) 落札者の決定及び公表	12
6 契約に関する基本的な考え方	12
(1) 基本協定の締結	12
(2) SPC の設立	13
(3) 事業契約の締結	13
第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1 施設の立地条件	13
2 土地の取得に関する事項	14

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	14
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	14
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	14
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
3 その他の支援に関する事項.....	14
第7 その他事業の実施に関し必要な事項	14
1 議会の議決.....	14
2 情報公開及び情報提供.....	14
3 入札説明書等に関する問合せ先	14

第1 入札説明書の定義

石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、石巻地区広域行政事務組合(以下「組合」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った、石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業(以下「本事業」という。)に対して平成17年7月15日付け石巻地区広域行政事務組合公告第5号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている、石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業の要求水準書(以下「要求水準書」という。)、石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業の事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)、石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業の基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)、石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業の落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)及び石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業の様式集(以下「様式集」という。)は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業

(2) 事業の目的

現在の消防本部(石巻消防署併設)庁舎、消防訓練施設、消防無線設備のいずれの施設も老朽、狭隘と機能面の不足が認められることから、高い確率で発生が予想される宮城県沖地震をはじめ、ますます大規模、複雑多様化する災害や事故に対し、圏域住民の安全確保を図るため、現在地から移転、現庁舎の施設機能を見直した、防災活動拠点としての消防庁舎を建設するものである。

(3) 事業の概要

本事業は、新たに石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎を設計、建設し、維持管理を行うものである。

組合は本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。選定された民間事業者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、以下の業務を実施する。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

(ア) 事前調査(施設計画決定後の地質調査含む)及び関連業務

(イ) 設計業務及び関連業務

- (ウ) 建設業務及び関連業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品調達・設置業務
- (カ) 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務
- (キ) 電波障害調査及び対策業務
- (ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

イ 施設維持管理業務

- (ア) 建物保守管理業務（保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務とする。）
- (イ) 設備保守管理業務（運転監視・点検・保守・修繕，その他一切の保守管理業務とする。）
- (ウ) 外構保守管理業務（保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務とする。）
- (エ) 清掃業務（建物及び敷地内の清掃業務等）
- (オ) 植栽維持管理業務

上記維持管理に係る光熱水費は，組合が実費を負担する。

大規模修繕は本事業範囲外とし，別途組合が実施する。大規模修繕の定義については要求水準書において提示する。

ウ 消防無線設備改修整備業務

- (ア) 消防無線設備設計・製造・調達業務
- (イ) 通信局舎整備業務
- (ウ) 消防無線設備設置業務

エ 消防無線設備保守管理業務

消防無線設備（既存の消防無線設備及び消防本部新庁舎，中継所に整備する消防無線設備を含む一切の無線設備）の保守管理業務（保守・修繕・その他一切の保守管理業務を含む）

(4) 事業方式

選定事業者は，組合が石巻市から貸付を受ける土地に新たに施設等を設計，建設した後，組合に施設の所有権を移転し，引き渡しを行い，事業期間中に係る維持管理業務を実施する BT0（Build Transfer and Operate）方式とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は，次のとおりとする。

- ・ 施設整備期間 契約締結日から平成 19 年 3 月まで 15 ヶ月
- ・ 維持管理期間 平成 19 年 4 月から平成 39 年 3 月まで 20 年間
- ・ 消防無線設備保守管理期間 平成 19 年 4 月から平成 28 年 5 月まで 9 年 2 ヶ月間

(6) 選定事業者の収入

組合は，選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち，施設整備及び消防無線設備改修整備に係る費用について，あらかじめ定める額を供用開始後に割賦方式により選定事業者を支払う。また，維持管理及び消防無線設備保守管理に係る費用については，事業契約書の規定に定められる額を事業期間にわたり選定事業者を支払う。

(7) 予定事業スケジュール

- ・ 事業者選定 平成 17 年 11 月
- ・ 仮事業契約締結 平成 17 年 12 月
- ・ 事業契約としての効力発生時期 平成 17 年 12 月（組合議会議決後）

- ・ 施設整備 平成 18 年 1 月～平成 19 年 3 月
- ・ 供用開始 平成 19 年 4 月
- ・ 施設維持管理 平成 19 年 4 月～平成 39 年 3 月
- ・ 消防無線設備保守管理 平成 19 年 4 月～平成 28 年 5 月（現に指定を受けている消防用無線局における 150MHz 帯の周波数の使用期限までとする。）

(8) 事業に必要と想定される根拠法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 健康増進法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 電波法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 電気通信事業法
- ・ その他関係法令

* 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし，また本事業を行うにあたり必要とされるその他の条例並びに関係法令等についても遵守のこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

組合は，透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら，参画を希望する民間事業者から本事業に対する提案を広く公募する。

事業者の選定にあたっては，本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして，その旨を組合のホームページ等に掲載し公告する。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは，下記のとおりとする。

日 程	内 容
平成 17 年	
7 月 15 日	入札公告
7 月 19 日～20 日	入札公告に関する説明会の申し込み
7 月 22 日	入札公告に関する説明会
7 月 22 日～29 日	入札公告に関する質問受付
8 月 12 日	入札公告に関する質問に対する回答・公表
8 月 17 日	参加表明書，資格確認申請の受付
8 月 19 日	資格審査結果の通知
9 月 30 日	提案書の受付
10 月下旬	落札者の決定及び公表
12 月中旬	仮事業契約締結
12 月下旬	事業契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、施設の設計，建設，維持管理，消防無線設備の改修整備及び保守管理業務，その他本事業に関連する業務を実施することを予定する複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

ア 入札参加者は参加表明書及び資格確認申請の提出時に，応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等について明らかにし，応募グループにあっては，代表企業を定めるとともに，当該代表企業が応募手続を行う。応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし，かつ SPC に出資（出資者中最大の出資額）する企業

(イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし，かつ SPC に出資する企業

(ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をするが，SPC には出資しない企業

イ 応募グループの代表企業及び構成企業は，SPC に対して出資するものとし，その議決権は，全体の 50% を超えるものとする。

ウ 参加表明書により，参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，組合は入札参加者と対応策を協議する。

エ 応募グループの構成員は，他の入札参加者に参加することはできない。

(2) 応募グループの構成員等の参加資格要件

応募グループの構成員は，それぞれ石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されているものとし，また，以下の要件を満たすこと。なお，複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし，工事監理業務と建設業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできないものとする。

石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されていない場合には，第 3 4 (2) に従い別途石巻地区広域行政事務組合入札参加資格承認簿へ登録すること。

ア 設計業務に当たる者

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

(イ) 延床面積 3,000 ㎡以上の官公庁舎の実施設計実績を有していること。

(ウ) 免震構造を有する建築物の実施設計実績を有していること。

ただし、担当する企業が複数である場合、(イ)及び(ウ)についてはそれぞれ一社が満たしていれば良いこととする。

イ 工事監理業務に当たる者

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

(イ) 延床面積 3,000 ㎡以上の官公庁舎の工事監理実績を有していること。

ただし、担当する企業が複数である場合、(イ)については一社が満たしていれば良いこととする。

ウ 建設業務に当たる者

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者であること。

(イ) 参加資格確認基準日の直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の建築一式の総合評点（総合評定値）(P)が、1,200 点以上であること。

(ウ) 延床面積 3,000 ㎡以上の官公庁舎を元請として施工した実績のあること。

なお、JV で施工した場合は JV への出資が 20%以上の場合について出資者の実績とする。

(エ) 免震構造を有する建築物の建設実績を有していること。

(オ) 当該工事に、監理技術者資格者証を有し、官公庁舎を元請として施工した工事に監理技術者として従事した実績のある者を専任で配置できるものであること。

ただし、担当する企業が複数である場合、(イ)から(オ)についてはそれぞれ一社が満たしていれば良いこととする。

エ 維持管理業務に当たる者

官公庁舎又は事務所ビルにおける第 2 1 (3) イに示す維持管理業務実績を有すること。

オ 消防無線設備の整備及び保守管理業務に当たる者

消防無線設備の設計、設置及び保守管理業務実績を有すること。

(3) 応募グループの構成員等の制限

以下に該当する者は、応募グループの構成員になれないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する者。

イ 入札参加表明書等の受付締切日から入札書類の受付日までのいずれかの日において、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録され、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。

ウ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）の規定に基づき更生手続き開始の申立をなし又は申立がなされている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続き開始の申立をなし

又は申立がなされている者。(ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)

オ 商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づき会社の整理の申立がなされ又は会社の整理の開始が命ぜられている者。

カ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。

キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者。

ク 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

ケ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。並びに、組合が本事業に係る事業方式調査及び基本設計業務を委託した者及びかかる者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者は次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
- ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2

組合が本事業に係る事業方式調査及び基本設計業務を委託している者は次に掲げるとおりである。

- ・株式会社佐藤総合計画 東京都墨田区横網 2-10-12

なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

コ 第35(1)に規定する選定委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成17年7月15日とし、組合のホームページ等において公表する。入札説明書等についても組合のホームページにおいて公表する。

<http://www.ikouiki.or.jp/info/> (組合のホームページ)

イ 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成17年7月15日(金)から7月22日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 閲覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(ウ) 閲覧場所

〒986-0874 宮城県石巻市双葉町 6 番 27 号

石巻地区広域行政事務組合消防本部 消防本部庁舎建設推進室

なお、原則として入札説明書等の配付はしないので、必要に応じて組合のホームページからダウンロードすること。また、閲覧に供する資料は、組合のホームページに掲載するものと同一である。

ウ 入札公告に関する説明会

入札公告に関する説明会を以下のとおり開催する。

(ア) 日時

平成 17 年 7 月 22 日（金） 10 時 30 分から（受付開始 10 時）

(イ) 場所

〒986-0032 宮城県石巻市開成 1 番地 35

石巻地区広域行政事務組合事務局（石巻ルネッサンス館 1 階マルチ交流ホール）

(ウ) 参加申込期間

平成 17 年 7 月 19 日（火）から 7 月 20 日（水）まで *午後 5 時まで（厳守）

(エ) 申込方法

説明会に参加を希望する企業は、会社名、申込者氏名、住所、電話及び参加人数等を様式集（様式 1）に記入の上、次の申込先まで電子メールで送付する。参加については参加企業 1 社につき最大 3 名までとする。

(オ) 申込先

- ・石巻地区広域行政事務組合消防本部 消防本部庁舎建設推進室
- ・電子メール：i-suishin@isyoubou.jp

エ 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成 17 年 7 月 22 日（金）から 7 月 29 日（金）まで *午後 5 時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式 2）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

(ウ) 提出先

- ・石巻地区広域行政事務組合消防本部 消防本部庁舎建設推進室
- ・電子メール：i-suishin@isyoubou.jp

(エ) 回答の公表

質問に関する回答は、8 月 12 日までに組合のホームページで公表する。

(2) 入札参加資格の申請

石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されていない者が入札に参加する場合は、必要な入札参加資格に関する審査を受け、入札参加表明書等を提出する時までに石巻地区広域行政事務組合入札参加資格承認簿に登録されていなければならない。

ア 申請書の受付日等

(ア) 受付日

平成 17 年 7 月 15 日（金）～平成 17 年 8 月 12 日（金）

- (イ) 受付時間
午前 9 時から午後 4 時まで
- (ウ) 受付場所
石巻地区広域行政事務組合事務局総務課財務係
- (I) 問い合わせ先
石巻地区広域行政事務組合事務局総務課財務係
電話 0225-96-3101

(3)入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお 期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書等の提出日時、場所及び方法

- (ア) 提出日時
平成 17 年 8 月 17 日（水）の午前 9 時から午後 4 時まで
- (イ) 提出場所
〒986-0032 宮城県石巻市開成 1 番地 35
石巻地区広域行政事務組合事務局 総務課
電話 0225-96-3101

- (ウ) 提出方法
入札参加表明書等の提出は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 17 年 8 月 19 日（金）までに通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、入札資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

- (ア) 提出日時
平成 17 年 8 月 23 日（火） *午後 5 時まで（厳守）
- (イ) 提出場所
〒986-0032 宮城県石巻市開成 1 番地 35
石巻地区広域行政事務組合事務局 総務課
- (ウ) 提出方法
説明要求の書面（書式自由）を提出場所へ持参すること。郵送、電子メール等による申請は受け付けない。
- (I) 回答
平成 17 年 8 月 26 日（金）

オ 応募グループ等の構成

入札参加資格確認後は、応募グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 入札参加を辞退する場合

入札参加表明以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、様式集（様式 18）を入札日の前日までに石巻地区広域行政事務組合事務局総務課に持参し提出すること。

キ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、平成 17 年 8 月 17 日（水）とする。

ク 入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

- (ア) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する企業が、入札時までに入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が入札参加資格要件を満たさない場合で、その理由がやむを得ないと組合が認めた場合には、入札参加者は組合と協議を行うこととする。協議の結果、入札参加資格を有すると組合が確認した場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員を変更することができる。

- (イ) 入札日以降であって落札者の決定日までに、入札参加者に属する企業が、入札参加資格要件を満たさない場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格要件を満たさない場合で、その理由がやむを得ないと組合が認めた場合には、入札参加者は、組合が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を組合が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることができる。

ケ その他

- (ア) 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (イ) 組合は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び入札書を次により提出すること。

ア 入札書及び提案資料の提出日時、場所及び方法

- (ア) 提出日時

平成 17 年 9 月 30 日（金） 午前 10 時

- (イ) 提出場所

〒986-0032 宮城県石巻市開成 1 番地 35

石巻地区広域行政事務組合事務局 総務課

- (ウ) 提出方法

入札書及び提案書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

イ 入札にあたっての留意事項

- (ア) 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び入札書（以下「入札書類」という。）の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類の提出にあたっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。

(I) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 予定価格

4,066,910 千円

予定価格には、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を含まない。なお、組合の算定根拠は公表しない。

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式 60）の「組合の支払うサービス対価」の行の合計額（20 年分）を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

- (a) サービス対価 A 及び C の割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。支払金利は基準金利に、様式集（様式 27）で提案したスプレッドを加えたものとする。入札時に使用するサービス対価 A の基準金利は、1.80%とし、サービス対価 C の基準金利は 1.65% すること。

(ク) 入札執行回数

1 回とする。

(ケ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

組合が提示した参考図書等の著作権は組合に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他組合が必要と認めるときは、組合は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c 組合からの提示資料の取扱い

組合が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

免除する。

b 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに施設整備費相当額と消防無線設備改修整備費相当額の合計額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次の各号の要件を満たす場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(a) 事業者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(b) 事業者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき現財務大臣が指定する金融機関と組合又は事業者を被保険者とする工事履行保証契約を締結したとき。ただし、事業者を被保険者とする場合は、保証金請求権の上に、事業契約書に定める違約金支払請求権を被担保債権として、組合を第一位順位とする質権を設定すること。かかる質権設定の費用は事業者が負担する。

(4) 開札（入札価格の確認）

ア 日時

平成17年9月30日（金）入札後、直ちに開札を行う。この際、入札金額の公表は行わない。

イ 場所

〒986-0032 宮城県石巻市開成1番地35

石巻地区広域行政事務組合事務局 総務課

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものと

する。

エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者による入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人による入札
- (ウ) 代表企業以外の者による入札
- (エ) 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- (オ) 記名押印のない入札書による入札
- (カ) 誤字，脱字等により意思表示が不明確な入札
- (キ) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札
- (ク) 入札参加資格の確認結果通知書の写しを提示しない者による入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし，審査は「基礎審査」と「加点審査」の2段階に分けて実施する。なお，詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

審査は，選定委員会が落札者決定基準に基づき行う。選定委員会の委員は次のとおりである。

石巻専修大学経営学科教授	豊 島 義 一
石巻専修大学経営学科助教授	丸 岡 泰
東北工業大学工学部建築学科教授	沼 野 夏 生
石巻市総務部防災対策課長	土 井 昇
東松島市総務課長	阿 部 英 一
女川町総務課長	平 塚 謙

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は，入札参加者にヒアリングを行うことがある。なお，その場合の詳細な日時等については，別途，入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

組合は，選定委員会の審査結果を踏まえ，落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

組合は，選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて，平成17年11月上旬に組合のホームページ等で公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

組合は落札した応募グループの代表企業及び構成企業と基本協定を締結する。

落札した応募グループの構成員が基本協定締結時までの間に入札参加資格要件を満たさない場合には，基本協定を締結しない。

ただし，落札した応募グループの代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に入札参加資格要件を満たさない場合でその理由がやむを得ないと組合が認めた場合には，当該応募グループは，組合が別途指定する期間内に，当該構成員を除外し，かつ，提案内容の継続性を担

保するために必要な手当てを行い、その内容を組合が承認した場合に限り、組合は基本協定を締結することがある。

(2) SPC の設立

落札した応募グループの代表企業及び構成企業は、本事業を実施するため、SPC を商法に定める株式会社の形態で設立するものとする。組合は、落札した応募グループの代表企業及び構成企業と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した応募グループの代表企業及び構成企業が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、落札者となった応募グループの構成員のうち、代表企業及び構成企業は必ず SPC に出資することとし、代表企業及び構成企業の議決権が全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

代表企業及び構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

組合は落札した応募グループの代表企業及び構成企業が設立する SPC と仮契約を締結する。

ただし、落札した応募グループ構成員が仮契約締結時までの間に入札参加資格要件を満たさない場合には仮契約を締結しない。

また、落札した応募グループの代表企業以外の構成員が仮契約締結時までの間に入札参加資格要件を満たさない場合で、その理由がやむを得ないと組合が認めた場合には、応募グループは、組合が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を組合が承認した場合には、仮契約を締結することがある。

SPC は、事業契約締結後直ちに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結後直ちに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、組合を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

ア 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

ウ SPC の事業契約上の地位

組合の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 計画位置：宮城県石巻市大橋1丁目1番1

(2) 敷地面積：10,000 m²

(3) 隣接道路：南側 石巻市道 大橋三丁目1号線（幅員16m）

西側 石巻市道 大橋一丁目3号線（幅員8m）・大橋一丁目5号線（幅

員 8 m)

- (4) 都市計画条件：近隣商業地域
準防火地域
地区計画 行政地区

- (5) 形態規制：法定建ぺい率 80%
容積率 200%

2 土地の取得に関する事項

土地は、組合が石巻市から貸付を受ける行政財産であり、選定事業者は、建設期間中、建設に必要な範囲を組合との協議により、無償で使用できるものとする。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、組合はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

組合は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の組合議会への提出予定は次に示すとおりである。

事業契約に関する議案 平成 17 年 12 月臨時議会

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、組合のホームページ等を通じて適宜行う。

3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署	石巻地区広域行政事務組合消防本部 消防本部庁舎建設推進室
住 所	宮城県石巻市双葉町 6 番 27 号
受 付 時 間	9:00 ~ 17:00 (土日・祭日及び休日は除く。)
電 話	0225-95-7111 (代表)・0225-94-1291 (直通)
F A X	0225-94-1259
E - m a i l	i-suishin@isyoubou.jp
U R L	http://www.ikouiki.or.jp/info/